

評価版利用条件

(1.3 版 2017 年 3 月 10 日)

富士ソフト株式会社（以下「富士ソフト」という）は、富士ソフトが著作権その他の権利を有するコンピュータ・プログラム（以下「許諾ライブラリ」といい、詳細は第 1 条第 1 項に定める）を、お客様（以下「ライセンシー」という）が評価目的に限定して利用する際の条件を以下の通り定める。

1. 定義

- 1.1 「許諾ライブラリ」とは、富士ソフトが著作権を保有もしくは、Intel Corporation(旧 ALTERA CORPORATION)（以下「Intel 社」という）からサブライセンス権を受けた別紙 1 に定めるものをいう。
- 1.2 「関連資料」とは、第 4 条に従って富士ソフトからライセンシーに提供される「許諾ライブラリ」に関わる仕様書、取扱説明書等をいう。
- 1.3 「本目的」とは、商業的使用の検討のために「許諾ライブラリ」および「関連資料」の評価を実施することを意味する。なお、ライセンシーは、本目的の範囲内においても、「許諾ライブラリ」を Intel 社以外の企業や法人により設計又は製造されたプログラム・プログラマブルロジックデバイス、フィールドプログラマブルゲートアレイ、特定用途向け集積回路、特定用途向け規格品又はその他の集積回路製品へ使用することはできないものとする。
- 1.4 「本件地域」とは、ライセンシーの主たる事業所のある国（別途富士ソフトが指定する申込書または申込フォームに規定する）をいう。

2. 利用権の許諾 富士ソフトは本契約において、本契約の契約条件に従って、ライセンシーに対し、次の各項を内容とする「本件地域」に限定した譲渡不可能な非独占的権利（以下「利用権」という）を許諾する：

- (1) 「許諾ライブラリ」を本目的に限定して、インストール並びに適用デバイスへの書き込み、および「関連資料」の利用をすることができる権利。
- (2) 前項に定める「許諾ライブラリ」および「関連資料」の利用期間（以下「利用期間」という）は、別紙 1 ライセンスキーの発行日に記載される日付より開始され、別紙 1 利用期間に記載される期間とする。但し、当社はライセンシーに対し、利用期間満了日の 60 日前の通知をすることにより、利用期間を終了させることが出来るものとする。
- (3) 「許諾ライブラリ」は別紙 2 に定めるオープンソースソフトウェア（以下「本ライブラリ」といいます）を利用します。本ライブラリの利用条件は別紙 2 に記載される規定を遵守するものとします。

3. 利用権除外事項 ライセンシーは、以下の権利を保有しないものとする：

- (1) 第三者に対し「許諾ライブラリ」もしくは「関連資料」の賃貸、貸借、貸付、再許諾またはその他の方法で譲渡もしくは公開をする権利；
- (2) 「許諾ライブラリ」に含まれるオブジェクトコードをリバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルする権利；または
- (3) 「許諾ライブラリ」若しくは「関連資料」を変更（商標・ロゴ等の削除を含む）する権利。
- (4) 「許諾ライブラリ」を Intel 社の FPGA 製品以外に使用する権利。
- (5) 「許諾ライブラリ」を本目的以外で製品に組み込む、または販売する権利。
- (6) 富士ソフトの書面による事前承諾を得ることなく富士ソフトの商標を使用する権利。

4. 納入およびライセンスキー発行

- 4.1 富士ソフトはライセンシーに対し、富士ソフトが指定する方法により「許諾ライブラリ」および「関連資料」をダウンロードさせる、又は保存したメディア等（以下「記憶媒体」とする）を納入する。「許諾ライブラリ」は暗号化 RTL 形式での提供される。

かかる納入により、すべての危険負担は、ライセンシーに引き継がれるものとする。

- 4.2 富士ソフトは「許諾ライブラリ」のライセンスキーを発行する。ライセンシーは自己の責において当該ライセンスキーの使用・管理を行うものとし、当該ライセンスキーを第三者に使用させたり、貸与、譲渡、売買、質入、公開等を行うことはできない。
- 4.3 納入した「許諾ライブラリ」及び「関連資料」の改訂実施がされた場合、改訂版を提供するものとする。

5. 瑕疵担保責任 富士ソフトは、契約の記述または不法行為の有無を問わず、「許諾ライブラリ」及び「関連資料」の不一致若しくは瑕疵に関して一切の瑕疵担保責任を負わず、また他のいかなる損害賠償責任も負わない。

6. 利用料

- 6.1 料金及び支払い ライセンシーは富士ソフトに対し、第 2 条に規定する利用権の許諾および第 11 条のテクニカルサポート利用に関し、払戻不可・キャンセル不可の利用料を支払う。当該利用料の金額、支払い方法などは、別紙 1 に定める。なお、支払に用いる通貨は日本円とする。
- 6.2 利用料の改定 以下の各号に該当する場合において、富士ソフトは利用料を改定することができる：
- (a) 経済事情その他に著しい変化が生じたとき
 - もしくは、
 - (b) 利用権の許諾の範囲に変更または減縮があったとき。
- いかなる場合においても、当該利用料の改定は、遡及効力がないものとする。
- 6.3 相殺予約 富士ソフトは、ライセンシーに対して債権を有する場合は、当該債権とライセンシーに対して負担すべき債務の対当額について弁済期の到来如何を問わず相殺することができる。
- 6.4 遅延損害金 富士ソフトに対して支払われるべき金額が支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、年 14.6%の利息が付利されるものとする。
- 6.5 税金 別紙 1 で定める料金には、いかなる種類の税、関税または手数料も含まれない。ライセンシーは、ライセンシーに課されるすべての適用税に対して責任を負うものとする。

7. 監査権 富士ソフトは前条の規定にかかわらず、ライセンシーに対し本契約において許諾される利用権の遵守に関する事項について報告を求める。また、ライセンシーの営業時間内にライセンシーの事業所に富士ソフトの職員若しくは第三者監査人を派遣し、ライセンシーの本契約の遵守・不遵守を立証するために必要な記録、請求書その他の書類を監査させることができる。なお、ライセンシーは正当な理由なく当該監査を拒むことはできない。

8. 知的財産権等

- 8.1 権利の帰属 「許諾ライブラリ」および「関連資料」の全体または一部に対する世界的なすべての権利、権原、および権益（特許、著作権、商標、企業秘密またはその他の知的財産権を含む）は、富士ソフトまたは富士ソフトのライセンサーである第三者に留保される。本契約のいずれの条項も、富士ソフトからライセンシーに当該権利、権原または権益を移転するとみなされないものとする。但し、第 2 条(3)の本ライブラリについては別紙 2 に記載される規定が適用される。

8.2 **権利表記** ライセンシーは「許諾ライブラリ」および「関連資料」の知的財産表示を削除することはできないものとする。

9. 限定保証及び免責

9.1 **免責** 富士ソフトは、「許諾ライブラリ」および「関連資料」が第三者の権利（著作権若しくはその他の知的財産権を含む）を侵害していないことを保証しない。また、富士ソフトは、「許諾ライブラリ」および「関連資料」を利用したことにより、ライセンシーが何らかの損害を被った場合でも、一切の責任を負わない。

9.2 **保証の否認** 本契約に定めのあるものを除き、「許諾ライブラリ」および「関連資料」は現状有姿で提供されるものとし、商品性の黙示保証若しくは特定目的への適合性を含むがそれらに限定されない、すべての明示的または黙示的な条件、表明および保証は、適用法により許容される範囲において除外される。

10. **仕様の変更** 富士ソフトは、「許諾ライブラリ」若しくは「関連資料」の仕様を自由に変更することができる。この場合、富士ソフトはライセンシーに対し、当該変更を通知する義務を負わない。

11. テクニカルサポート

富士ソフトは、ライセンシーに対し、「許諾ライブラリ」および「関連資料」についてのテクニカルサポートを別紙1に定める通り提供する。ただし、ライセンシーがその範囲を超えたテクニカルサポートの提供を希望する場合は、有償で提供する。

12. **動作保証（精度保証）** 富士ソフトが「許諾ライブラリ」および「関連資料」で動作保証は、別紙1に定める通りとする。

13. 機密保持

13.1 **非公表** ライセンシーは、本契約の存在および内容を機密情報として保持し、第三者に公表しないものとする。ただし、当該開示が法律または所管官庁により求められる場合を除くものとするが、開示に際してライセンシーは、事前に富士ソフトへの通知を行うものとし、その公開範囲は必要かつ最小限の範囲に限定する。

13.2 **機密情報** 両当事者は、相手方が秘密として管理する相手方の製品、営業上および財務の情報、個人情報（第13条4項にて定義）、予算、営業およびマーケティングの計画・情報、プロモーション、供給者リスト、顧客リスト、ソフトウェアおよびそのソースコード等に関連する機密情報（以下「機密情報」とする）を受領した、若しく

は受領する可能性がある。機密情報が有形形式の場合（ソフトウェア、ハードウェア、図面、グラフ、図、ディスク、テープ、試作品並びにサンプルを含むがそれらに限定されない）、「機密」と表示されるまたは類似的な表示を有するものとする。機密情報が口頭でまたは視覚的に開示される場合、当該情報は開示時に機密であると特定され、当該開示から 30 日以内に書面に要約したものが確認され、機密と示されるものとする。両当事者は、相手方の機密情報を善良な管理者の注意をもって厳密に秘密を保持するものとし、本契約を遂行するために容認される若しくは必要とされる場合、または法律で求められる場合を除き、受領当事者は、開示当事者の書面による事前同意なく、機密情報を使用せず、またいかなる第三者にも機密情報を開示しないものとする。

- 13.3 **制限** 機密情報には、被開示者の責によることなく公知である、または公知となった情報、開示を受けた以前に被開示者において所有していたことが証明できる情報、被開示者が第三者から機密保持義務を負うことなく入手した情報、開示者が機密保持義務なく第三者に開示した情報、機密情報に依存することなく独自に開発した情報は含まれない。
- 13.4 **個人情報の保護** 両当事者は、個人情報の保護に関する法律において定義される「個人情報」の保護に関する法令によって課される規定及び義務に常に従うことを保証することに同意する。
- 13.5 **知的財産権の取扱い** 本契約にもとづく機密情報の開示は、別途定めがある場合を除き、開示者が被開示者に対して知的財産権を許諾するものではない。被開示者が開示者の機密情報に基づいて発明・考案等（以下、「発明等」という）をした場合は、ただちに開示者に書面で通知しなければならない。

14. 損害賠償責任

- 14.1 富士ソフトはライセンシーに対し、ライセンシーの本契約違反による損害賠償を求めることができる。
- 14.2 上記記載の損害賠償には、本契約の強制執行に必要なすべての費用、並びに本契約に関連して当事者間で訴訟や法的手続きが発生した場合の合理的な弁護士費用を含む。

15. **契約期間** 本契約の契約期間は、本契約締結日から利用期間満了日までとする。

16. 契約解除条項

- 16.1 **正当な理由による解除**
- 16.1.1 いずれの当事者も、相手方に以下の各号に記載するいずれかの事由が生じた場合は、書面による事前通知なく本契約の全部または一部の解約をすることができる。

- (a) その債権者と何らかの債務整理の手続きに入った場合または清算、支払不能、破産、財産管理状態若しくは会社更生訴訟手続きに入った場合；
- (b) 解散、第三者と合併または統合する場合；
- (c) その資産の実質的な部分を譲渡するまたは譲渡することを試みる場合；
- (d) 営業停止または営業の取り消し処分を受けたとき；
- (e) 債務の結果として、資産が押収された場合；
- (f) 当該当事者に重大な危害を及ぼした場合；
- (g) 債務および／または不手際の結果として、同様もしくは類似の措置を取ったまたは受けた場合；
- (h) 第 17 条に違反した場合

16.1.2 富士ソフトは、ライセンサーが正当な理由なく本契約に違反したときは、何らの催告なくして直ちに本契約を解除することができる。

16.1.3 ライセンサーは、第 16.1.1 各号の事由が発生するおそれがある場合または発生した場合はすみやかに富士ソフトに書面で通知する。

16.2 契約終了の効果

16.2.1 存続 本契約の解除もしくは契約期間満了は、いずれかの当事者が利用可能な救済（損害賠償を含む）を求めることを制限したり、妨げたりしないものとする。本契約が解除もしくは契約期間満了により終了した場合も、第 3 条（利用権除外事項）、第 5 条（瑕疵担保責任）、第 7 条（監査権）、第 8 条（権利の帰属）、第 13 条（機密保持）、第 14 条（損害賠償責任）、第 16 条（契約解除条項）、および第 18 条（雑則）は存続するものとする；

16.2.2 許諾ライブラリの提供終了 本契約が「許諾ライブラリ」の提供終了によって終了する場合、本契約も終了するものとし、ライセンサーは第 16.2.3 条（機密情報および許諾ライブラリの返却）に従うものとする。

16.2.3 機密情報および許諾ライブラリの返却 ライセンサーの要求があった場合、本契約が解除または終了となった場合（第 16.2.2 条の場合は、許諾対象製品の提供が終了したとき）、ライセンサーは、許諾ライブラリ（ライセンスキーを含む）、関連資料および機密情報をすみやかに返却または破棄し、その複製・改変等したすべてを消去または破棄し、かかる消去または破棄に関する確認書を富士ソフトに提出する。

17. 反社会的勢力等の排除

富士ソフトおよびライセンシーは、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定される暴力団およびその関係団体等(以下「反社会的勢力」という)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、また自らの主要な出資者または役職者が反社会的勢力の構成員でないことを保証する。

18. 雑則

- 18.1 差止請求 ライセンシーは許諾ライブラリ及び関連資料が富士ソフトまたは富士ソフトのライセンサーである第三者の知的財産権であることを認識し、ライセンシーの本契約違反は損害賠償によっては十分に補償されるものではないことを認識する。よって、ライセンシーの本契約違反に対し、前条にかかわらず、富士ソフトは差し止め請求を実施する権利を保有する。
- 18.2 通知 本契約に基づき要求されるまたは許可される通知、要請、要求若しくはその他の通信は書面とし、本契約を参照し、下記のいずれかの場合、適切に通知されたとみなされる：(a)手渡しで通知されたとき；(b)ファックスで送付される場合は受信確認書がファックスで送信されたとき；(c)書留郵便または配達証明郵便で送付されてから2営業日後。すべての通知は、受領者の主要連絡先の住所に送付されるものとする。
- 18.3 譲渡 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約におけるライセンシーの権利及び義務は、事前に当社の書面による同意を得ることなく譲渡されず、また委任もされない。
- 18.4 不可抗力 いずれの当事者も、火災、ストライキ、洪水、禁輸、労働争議、下請契約の遅延もしくは不履行、妨害行為、暴動、事故、運送業者もしくは供給業者の遅延、インターネットの停止、政府法令、規制もしくは要請への自発的／強制的遵守、天災もしくは公敵行為、その支配の及ばない作為、不作為もしくはその他の要因による本契約の全部または一部の履行遅延もしくは履行不能（金銭債務を除く）については、責を負わない。
- 18.5 両当事者の関係 本契約に含まれるいずれの条項も、富士ソフト（または富士ソフトの従業員）とライセンシーとの間に雇用者および従業員、本人および代理人、合弁会社、パートナーの関係を確立するとみなさない。
- 18.6 準拠法及び裁判管轄権 本契約及び本契約に関するすべての事項は、日本法に準拠し、それに従って解釈されるものとする。両当事者は、本契約に関連して生じる論争について訴訟を提起するときは、東京地方裁判所もしくは東京簡易裁判所の専属的合意裁判管轄権に従う。
- 18.7 権利放棄／分離独立性 本契約の義務は、本権利放棄が被害当事者もしくは相手方をその義務から免除する当事者が書面で署名しない限り、いずれの当事者によっても放棄されず、またいかなる不正行為も免除されない。関連法域の裁判所が本契約のいずれかの部分が強制執行不可能または法律に矛盾すると判断した場合、かかる強制不可能または矛盾した条項は本契約から切り離され、無視されるものとし、残りの条項は引き続き適用されるものとする。

18.8 完全合意 本契約は、本契約の本件主題に適用される唯一の条件である。

18.9 輸出規制

18.9.1 いずれの当事者も、適用されるすべての輸出法および規制に従い、本契約の遵守に必要なすべての輸出、再輸出、輸入に関するライセンス、許可、登録またはその他の必要な許可を取得するものとする。また、富士ソフトはライセンシーの輸出に伴う協力をするものとする。

18.9.2 ライセンシーは、本契約に基づき富士ソフトから提供されるすべての機器、著作物等およびその複製品を、国際的な平和および安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に再提供してはならず、また、同目的に自ら使用しあるいは第三者をして使用させてはならない。

18.9.3 第 15 の定めにかかわらず、本契約は、その履行の過程において以下の許可が必要な場合、許可後に発効する。なお、納期は、契約発効後両当事者協議のうえ別途定める。

- (1) 日本政府（または米国政府）の輸出許可
- (2) 輸出先国の輸入許可

上記により本契約が発効しなかった場合であっても、いずれの当事者もこれにより被った損害の賠償を相手方に請求することができない。

18.9.4 本契約履行の過程で輸出入がなされる場合、これに伴う租税を富士ソフトが負担した場合、富士ソフトはライセンシーに請求することができる。

以上

別紙 1

「許諾ライブラリ」	Stereo Vision IP(評価版) Rectification Distortion Correction IP(評価版) Object detection IP(評価版) PC ビューワアプリ ARM 用 FPGA ドライバ ARM 用サンプルアプリケーション IP ユーザーマニュアル 評価キット取扱説明書(Getting Started)
「利用料」 (金額)	見積書に準ずる
「利用料」 (支払い方法その他)	見積書に準ずる
「ライセンスキー発行日」	原則納品日とする。
「利用期間」	無償評価版提供と有償評価版提供とで期間が異なります 例：無償) 第2条 (2) に定める開始時点から3か月の合成ライセンス 例：有償) 第2条 (2) に定める開始時点から1年間の合成ライセンス
テクニカルサポート	<p>本契約に基づき Stereo Vision Evaluation Kit を購入した場合、当社は次のサービスをライセンシーに提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「許諾ライブラリ」および「関連資料」に関する問い合わせに対して利用開始後3か月間最大20時間(1時間単位)のサービスを提供する。またサポート時間が20時間に満たない場合でも3か月でサポート満了とする。 ● 補正校正ズレによる再補正校正作業は1回につき5Hをサポート時間より充当するものとする。輸送に関する費用はライセンシーの負担とする。 ● サポートに関しての対応は2営業日以内の対応とする。 ● 問い合わせおよび回答はEメールを利用し、サポート受付は日本時間9:30~17:00(土・日、祝祭日、年末年始、富士ソフトの定める休業日を除く)とする。 ● サポート実施運用における時間のカウントは、サポート実施毎に実対応時間と残時間を富士ソフト独自の文書形式で報告とする。 ● サポートに際して出張が発生する場合は、別途弊社規定の費用を請求する。 <p>また本契約とは除外して、別途有償のテクニカルサポートを契約した場合次のサービスをライセンシーに提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「許諾ライブラリ」および「関連資料」に関する問い合わせに対して利用開始後3か月間最大40時間(1時間単位)の範囲で回答する。サポート時間が40時間に満たない場合でも3か月でサポート満了とする。 ● 補正校正ズレによる再補正校正作業は1回につき5Hをサポート時間より充当するものとする。輸送に関する費用はライセンシーの負担とする。 ● サポートに関しての対応は2営業日以内の対応とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 問い合わせおよび回答は E メールを利用し、サポート受付は日本時間 9:30～17:00（土・日、祝祭日、年末年始、富士ソフトの定める休業日を除く）とする。 ● サポート実施運用における時間のカウントは、サポート実施毎に実対応時間と残時間を富士ソフト独自の文書形式で報告とする。 ● サポートに対して出張が発生する場合は、別途弊社規定の費用を請求する。
<p>動作保証（精度保証）</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① カメラ取付け精度要求仕様(別紙 Stereo Vision IP Suite ユーザズマニュアル)に記載の精度に満たない場合、ステレオ画像処理が正しく行われなため動作保証しない ② 認識距離精度及び物体認識精度はハードウェア性能(レンズ、センサーなど)や環境条件(天候、明るさなど)に大きく依存する為、認識精度は保証しない ③ 距離認識結果の誤検知、物体認識の誤検知、その他の IP の処理結果に起因する損害については保証しない。 ④ 商業用使用検討のための評価実施を目的として提供するため電源投入後の連続動作時間は 10 時間とする。 ⑤ 次に示す環境での動作保障に限定する 開発環境: Intel 社 QuartusII 14.1 ターゲットデバイス: Intel 社 CycloneV SoC(5CSEMA5F31C6N) ターゲットボード: Terasic 社製 CycloneV SoC 評価ボード(DE-1 SoC Board)、および Terasic 社製 5M ピクセルカメラモジュール(TRDB_D5M) ターゲット OS: Linux 3.16 (by RocketBoards.org) ⑥ Stereo Vision Evaluation Kit を構成する Terasic 社製 CycloneV SoC 評価ボード(DE-1 SoC Board)、Terasic 社製 5M ピクセルカメラモジュール(TRDB_D5M)及び電源等の付属品に関しては、納品後 3 か月の期間において Terasic 社にて保証対応を実施 ※Terasic 社の製品の保証については、以下の URL を参照ください(2017 年 3 月 1 日現在)。 http://www.terasic.com.tw/cgi-bin/page/archive.pl?Language=English&CategoryNo=16&No=204 ⑦ 予告なく IP の動作仕様、ソフトウェアの動作仕様を変更することがある <p>※Terasic 社：本社 台湾。 住所：9F., No.176, Sec.2, Gongdao 5th Rd, East Dist, Hsinchu City, 30070. Taiwan</p>

別紙 2

OSS 利用告知

本製品は、GNU GENERAL PUBLIC LICENSE Version 2（以下、GPL-2.0 ライセンス）の適用対象であり、以下のオープンソースソフトウェアが含まれる。

- u-boot-altera-2013.01.01
- Linux3.16 kernel(linux-socfpga-3.16)
- glibc ver.2.15

当社は、GPL-2.0 ライセンスに従い、ソースコードを開示する。
ソースコードは、以下のURLからダウンロードすることができる。

<u>u-boot-altera-2013.01.01</u>	<u>http://git.rocketboards.org/u-boot-socfpga.git</u>
<u>Linux3.16 kernel(linux-socfpga-3.16)</u>	<u>http://git.rocketboards.org/linux-socfpga.git</u>
<u>glibc ver.2.15</u>	<u>http://ftp.gnu.org/gnu/libc/</u>

本製品に含まれる以下のソフトウェアは、GPL-2.0 ライセンス適用ソフトウェアを含む著作物（work based on the Program）に該当する。

- Cyclone V SoC ボード側 Linux 用サンプルアプリケーション(ユーザー空間で動作するプロセス部分)

当社は、GPL-2.0 ライセンスに従い、ソースコードを開示する。
ソースコードについては、CD-ROM 内の以下のディレクトリにて格納する。

CD-ROM: \\03_Application source code

GPL-2.0 ライセンスの詳細については、CD-ROM 内の以下のライセンスファイルにて格納する。

CD-ROM: \\03_Application source code\COPYING

以上